



ブロードバンド接続に関する理事会勧告

非公式翻訳



**OECD Legal
Instruments**

本書は、OECD 事務総長の責任のもとで発行されている。本書で表明されている意見や主張は、必ずしも OECD 加盟国の公式見解を反映するものではない。

本文書並びに掲載のデータ及び地図は、領土に関する地位或いは主権、定められた国境及び境界、またいかなる領土、都市、地域の名称をも害するものではない。

本文書は無料で提供される。それがいかなる点においても変更されない限り、本文書は追加の許可を必要とせずに無料で複製し配布することができる。本文書を販売することは許されない。

これは OECD の公式の翻訳ではありません。この翻訳版は総務省により、日本語による情報提供のみを目的として作成されたもので、翻訳の精度については OECD は保証しません。公式版は下記のウェブサイトに掲載されている英語版とフランス語版です。 <https://legalinstruments.oecd.org>.

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構条約第5条b)に**鑑み、**

規制産業における構造的分離に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0310](#)]、公共データへのアクセスの向上及びより効果的な利用に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0362](#)]、インターネット経済の将来に関する宣言（ソウル宣言） [[OECD/LEGAL/0366](#)]、グリーン成長に関する宣言 [[OECD/LEGAL/0374](#)]、ICTと環境に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0380](#)]、インターネット政策策定の原則に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0387](#)]、国際モバイルローミングサービスに関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0388](#)]、規制政策ガバナンスに関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0390](#)]、消費者政策に係る意思決定に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0403](#)]、経済的及び社会的繁栄のためのデジタルセキュリティリスクの管理に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0415](#)]、電子商取引における消費者保護に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0422](#)]、デジタル経済に関する閣僚宣言：イノベーション、成長、社会繁栄（カンクン閣僚宣言） [[OECD/LEGAL/0426](#)]、人工知能に関する理事会勧告 [[OECD/LEGAL/0449](#)]及び重要な社会経済活動におけるデジタルセキュリティに関する勧告 [[OECD/LEGAL/0456](#)]に**鑑み、**

デジタルトランスフォーメーションにおける接続性の重要性、全ての人々に対する機会均等の促進、ブロードバンドインフラとサービスの遍在的な展開と利用を支える政策の必要性及び経済主体間の効果的な競争の促進を**認識し、**

政府及び規制当局が接続性の促進において重要な役割を果たすことを**認識し、**

効果的な競争、投資の増加、健全な制度的枠組み及び接続性を提供する上での民間部門の中心的な役割の重要性を**認識し、**

通信ネットワーク及びサービスの環境への正負の影響を**認識し、**

新型コロナウイルス流行等の緊急事態の影響を緩和するための接続性、デジタルインクルージョン、ネットワーク容量及び強靱性の重要性を**認識し、**

このような意欲的な目標は、幅広く多様な利害関係者を巻き込みながら、適時に達成される必要があることを認識し、

デジタル経済政策委員会における提案に対し：

I. 本勧告に従う加盟国及び非加盟国（以下「遵守国」という。）に対し、以下によりブロードバンドの展開における競争、投資及びイノベーションを促進するよう**勧告する**：

1. 競争的な価格で最新のアプリケーションの利用を可能とする接続性をエンドユーザーが幅広く選択できるようにするために、全ての市場において大容量ネットワークインフラ及びサービスに係る競争を非差別的な政策により促進する。
2. 自主的なネットワークシェアリング、共同投資又はオープンアクセス等の、特定の地域の事情及び市場構造において競争を強化する政策を検討する。
3. 強靱で拡張性の高いインフラ、ネットワークのカバレッジの拡大及び大容量ネットワークへの投資を推進するための政策を実施し、ブロードバンドサービスが利用可能となることを促進する。
4. 非差別的で、イノベーションを促進し競合する技術及びサービスにおけるエンドユーザーの選択の幅を広げるよう設計された政策及び規制を策定する。
5. 接続性、その利用及びその応用を向上させるためのイノベーション、研究及び開発を支援する。
6. 特に、レガシーネットワークの段階的廃止を促進する場合において、手続きを整備するとともに、消費者、ネットワーク事業者、国及び地方レベルの政府並びに規制当局等のマルチステークホルダーによる意見交換を促進し、全てのステークホルダーの見解が適切に考慮されることを確保する。

7. 独立、公平、客観的（エビデンス及び知識ベース）、比例的かつ一貫性のある方法で決定が行われる、接続性に係る確かな法規制枠組みを採用及び実装し、継続的な適切性及び妥当性を確保し必要に応じて改善点を特定するために当該枠組みを定期的に見直しを行う。

II. 遵守国に対し、デジタルデバイドを解消しブロードバンドの展開への障壁を減らすために以下の措置を講ずるよう勧告する：

1. 全ての人のためのアクセスを促進し、場所、性別、能力及び社会経済状況に関わらず全ての人がアクセス可能であり、かつ手頃な価格で提供される高度なブロードバンドサービスの導入及び効果的な利用を推進する。これには、低所得世帯及びその他のブロードバンドサービス未導入世帯向けのプログラムの推進が含まれるべきである。
2. 過疎地や遠隔地における需要の集約の促進等を通じて、競争の歪曲を回避するよう努めつつ、未整備又は十分に整備されていない地域及び適切に対応されていない世帯における格差を埋めるための適時の措置を講ずる。
3. 情報の非対称性を解消し、通信サービス市場における競争を促進し、公平な契約条件、紛争解決手続きの利用及び規制監視等のメカニズムを通じて通信サービス事業者との関係における消費者の権限を確保することにより、消費者の権利を強化し消費者の選択の幅を広げる。
4. 競争や投資インセンティブを確保しつつ、インフラへの投資を可能にする以下のような規制や政策を通じて、ブロードバンド展開への障壁を取り除く：
 - a. 免許手続きの簡素化、線路敷設権及び公的インフラへのアクセスの合理化並びにネットワーク建設の許可。
 - b. パッシブインフラへのアクセスの推進。
 - c. 費用、障害及び環境への影響を最小化することを目的とした、土木工事を伴うネットワーク整備活動における通信ネットワーク事業者間の協力の奨励。

5. 長期の社会的及び経済的な利益によって導かれる、効率的、透明かつ予測可能な周波数管理を支援するための措置を講じる。これらの措置には、最善の競争的な割当の手続き、周波数の共用及びその他の革新的なアプローチが含まれる。
6. あらゆる収入、年齢、性別、能力の市民によるブロードバンドサービスの効果的な利用を可能にするデジタルスキルの向上を促進し、投資する。これには、利用や需要を増加するための、地域に関連した、使いやすいアプリケーション及びコンテンツの開発の促進を含むべきである。

III. 遵守国に対し、強靱で、信頼性が高く、安全かつ大容量のネットワークを確保するため、以下の措置を講ずるよう**勧告する**：

1. ネットワークの改善を促進し、エンドユーザーが有する選択に関する情報を提供するため、定期的な報告を通じて、契約者数、カバレッジ及び入手可能な場合には持続的なネットワーク断絶等を含むサービスの品質に関して、オープンで検証可能な詳細かつ信頼性の高いデータを公表する。
2. ネットワーク障害のリスクを最小化するため、ネットワークの多様化や冗長化などの通信ネットワークの強靱性を確保するための措置を推進し、そのような措置の有効性を評価する。
3. 通信ネットワークを保護し、それらのネットワークがデジタルセキュリティリスクに対して強靱なものとなるよう、必要な場合は法的措置を含む措置を講じる。

IV. 遵守国に対し、以下により、通信ネットワークの環境への負の影響を最小化するよう**勧告する**：

1. 高性能で持続可能なネットワーク及びデバイスを支援し、促進する。
2. 通信ネットワーク事業者に対し、環境への影響及びこれらを改善するために講じた措置について定期的に報告すること並びに接続性の環境への正の影響について報告することを勧告する。

V. 遵守国に対し、公共政策のイニシアティブが適切かどうか、修正する必要があるかどうか、どのように修正すべきかを決定するために、接続サービス及びインフラ展開に係る利用可能性、性能及び導入に関するデータを収集、分析及び公表することを通じ、接続性の状況を定期的に評価するよう**勧告する**。

VI. 事務総長に対し、本勧告を普及させるよう**求める**。

VII. 遵守国に対し、あらゆるレベルの政府及び関係規制当局に対し本勧告を普及させるよう**求める**。

VIII. 非遵守国に対し、本勧告を十分に考慮し、遵守することを**求める**。

IX. デジタル経済政策委員会に対し、通信インフラ・情報サービス政策作業部会を通じて、以下を行うよう**指示する**：

- a. 接続性についての情報の交換、政策や規制についてのベストプラクティスの特定及びより効果的なブロードバンドの展開と導入の推進を目的としたマルチステークホルダーによる学際的な対話の促進のためのフォーラムとしての役目を果たし、ブロードバンドの測定基準及び政策及び実践についての国際的な対話を促進する。
- b. 勧告の履行状況及び通信ネットワークがもたらす短・中・長期的な環境への正負の影響に関するデータを収集し、評価指標を設定する。
- c. ネットワークの発展の段階が異なる水準にある国にも対応した本勧告の履行に関する実用的なガイダンスを提供する。
- d. ブロードバンドサービスにおけるイノベーションと進歩を反映するため、OECDが基準とするブロードバンド速度及びその他の品質特性を定期的にレビューする。
- e. 接続性により社会で最も恵まれないグループへもたらされる利益及び遵守国におけるデジタルデバイド解消の進捗状況をモニターする。
- f. 本勧告の履行状況、普及状況及び継続的な妥当性について、採択後 5 年以内に、また、その後、少なくとも 10 年毎に理事会に報告する。